

令和5年度 エアコン・LED省エネ特例補助金

前橋市内に事業所等を有する個人事業主及び中小企業者等の省エネ機器更新を促進する制度を実施します。本制度によって光熱費の削減による経済的な負担軽減とエネルギー消費量の削減による脱炭素への取り組みを支援します。

◆ **受付期間 第1期 令和5年6月1日(木)～15日(木)**
第2期 令和5年10月16日(月)～30日(月)

※各期の申請額が予算額に達した場合は抽選を行います。
抽選の場合、令和4年度前橋市省エネ機器等更新補助金を受けていない事業者を優先します。

補助対象者

市内で1年以上事業活動を営む個人事業主、中小企業者等
(農業事業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等を含む)

補助率・補助上限金額

補助率 **1 / 2** 補助上限 **100万円**
(1事業者1回限り)

対象設備・事業

市内事業所、工場、店舗等に設置する下記設備の更新(10万円以上のもの)

・業務用空調設備 ・照明設備

※事前着工、屋外設備については対象外となります。

申し込み方法

・Eメールまたは窓口に必要な書類を提出してください。

※ 詳しくは交付要項をご覧ください。前橋市ホームページからダウンロードできます。

※ 国、県、市、その他の補助事業の交付を受けている、また受ける予定のある事業については補助対象外となります。

問い合わせ先
申し込み先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策・経済対策係
TEL: 027-898-6983 FAX: 027-224-1188
Eメール: eco_kougyou@city.maebashi.gunma.jp



HPはこちら